

前期 重点プログラム (H20～H24)		目標項目	評価・検証	→	後期 重点プログラム (H25～H29)		目標項目	主な所管課	関連課	取組状況	取組評価
①	「まちづくりルール」づくり	芦屋市都市景観条例や景観法に基づいて、芦屋らしい建物デザイン等の規制・誘導等を行う「まちなみルール」づくりに取り組み、魅力ある都市景観の形成を図ります。地域住民が主体となったすまい・まちづくりの勉強会の開催や地区計画等を活用したマンションとの共存等に関するルールづくりを引き続き支援します。	市域全体を景観地区に指定するとともに、地区計画、建築協定、まちづくり協定などによりルールづくりを実現しています。	→	①	「まちづくりルール」づくり	景観条例や景観法に基づく「まちなみルール」づくり	都市計画課		平成26年4月「景観行政団体」に移行し、その後、平成27年1月「景観形成基本計画」を改訂し「景観計画」を決定した。さらに平成28年7月「屋外広告物条例」施行し、魅力ある都市景観の形成に取り組むことができた。	A
							すまい・まちづくりの勉強会開催	住宅課		平成26年2月「マンションネットワーク会議」を設置し、マンション管理組合理事会を対象に、マンション維持管理に関する諸問題や課題に対する相談・アドバイスをしながら情報を共有するなどして、管理組合へのサポートを行った。結果としてマンション管理組合の横のつながりを構築することができた。また、「マンション管理セミナー」を年2回開催し、マンションの適正な維持管理が行われるよう情報提供を行い相談も行った。 ・「芦屋市マンション管理セミナー」の開催 主なテーマ「マンションの適正な管理」「主体的な管理組合運営の方法」等 平成25年度：1回、平成26年度：2回、平成27年度：2回、平成28年度：2回	B
							地域住民と行政等との協働による地区計画等を活用したマンションとの共存等に関するルールづくり	都市計画課	建築指導課	平成26年12月「親王塚町地区地区計画」について都市計画決定を行い、また、市内5地区では「まちづくり協定」も締結するなど、地域住民と行政との協働に取組めた。 ・地区計画：親王塚町地区（平成26年12月） ・まちづくり協定：5地区「大原町、奥池南町、西芦屋町、親王塚町、川西町」	B
②	「わが家の安心・安全」の確保	「簡易耐震診断推進事業」や「住宅耐震改修促進事業」等を活用して、すまいの耐震化を促進します。（新耐震基準適合率/平成15年度：87%→平成27年度：98%以上）。専門家等の協力を得て相談窓口を設置し、すまいのリフォームの実施を支援します。積極的な広報等を通じて、住宅用火災警報器の設置に向けた普及の促進に努めます。	新耐震基準適合率は微増 平成15年度：87% 平成20年度：88.5% 住宅用火災警報器の設置率（H25.6現在） 芦屋市の設置率：83.4% 全国の設置率：79.8% いずれの施策も市民に一定の負担を求めて進める手法であるため、早期に抜本的に改善を図ることは難しい状況にあります。全国・県等の動向も同様の状況。	→	②	「わが家の安心・安全」の確保	「簡易耐震診断推進事業」や「住宅耐震改修促進事業」等を活用した耐震化（新耐震基準適合率/平成15年度：87%→平成27年度目標：98%以上）	建築指導課		平成28年3月「芦屋市耐震改修促進計画」の見直しを行い、平成28年度からは簡易耐震診断の無料化など耐震化支援策の拡充を図り、すまいの耐震化を促進した。 <耐震化率> 平成25年度（現況耐震化率）：93.3%→平成37年度（目標耐震化率）：98%以上	B
							すまいのリフォーム相談等の実施	住宅課		平成25年4月「住宅相談窓口」を開設し、マンション管理士・建築士・司法書士等の相談員が「マンション大規模改修の手法」「管理組合の運営」「すまいのリフォーム」などの相談業務を実施した。 <相談件数>平成25年度：17件、平成26年度：21件、平成27年度：17件、平成28年度：16件	A
							住宅用火災警報器の設置に向けた普及の促進	消防本部予防課	建築指導課	平成23年6月から既存住宅への住宅用火災警報器設置の義務化に伴い、市ホームページや広報あしやに当該機器の普及促進に関する記事を掲載し、意識啓発に取り組んだ。 平成25年度より設置状況調査を実施している。 平成28年度からは、阪急バス車内のアナウンスを用いた周知にも努めた。 <設置率>平成25年度83%、平成26年度78%、平成27年度84%、平成28年度90%	B
③	既存マンションの更新・改善	既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた情報交換・共有の場としてのマンション管理組合のネットワークづくりを支援するとともに、専門家等の協力を得て相談窓口を設置し、既存マンションの更新・改善を支援します。	マンションセミナーは毎年開催 マンション管理のNPO等を主体とする相談窓口を設置（平成24年度） 相談窓口設置を皮切りにネットワークづくりと更新・改善支援に広がっていく計画としますので、後期においても継続して拡張を図ります。	→	⑦	既存マンションの良好な維持管理	マンション管理組合ネットワークづくりの支援	住宅課		平成26年2月「マンションネットワーク会議」を設置し、マンション管理組合理事会を対象に、マンション維持管理に関する諸問題や課題に対する相談・アドバイスをしながら情報を共有するなどして、管理組合へのサポートを行った。結果としてマンション管理組合の横のつながりを構築することができた。また、「マンション管理セミナー」を年2回開催し、マンションの適正な維持管理が行われるよう情報提供を行い相談も行った。 ・「芦屋市マンション管理セミナー」の開催 主なテーマ「マンションの適正な管理」「主体的な管理組合運営の方法」等 平成25年度：1回、平成26年度：2回、平成27年度：2回、平成28年度：2回	A
							マンションの修繕等に対する相談窓口の設置	住宅課		平成25年4月「住宅相談窓口」を開設し、マンション管理士・建築士・司法書士等の相談員が「マンション大規模改修の手法」「管理組合の運営」「すまいのリフォーム」などの相談業務を実施した。 <相談件数>平成25年度：17件、平成26年度：21件、平成27年度：17件、平成28年度：16件	A
④	福祉施策と連携したすまいの整備	「コレクティブ・ハウジング」の普及に努めるとともに、市営住宅の空家等を活用して子育て・高齢者サービスと連携したすまいの整備をすすめる。多様なライフスタイル・ライフステージに対応するすまいづくりを支援します。	「コレクティブハウジング」普及へ向けた取り組みは、情報提供に止まっています。現行の高齢者福祉施策と整合させていく必要がありますので、今後は行政内部の連携をさらに強化し、具体的な取り組みとしていきます。	→	⑧	住宅施策と行政内外との相互連携のさらなる強化	コレクティブ・ハウジングの普及	高齢介護課		高齢介護課窓口などでの高齢者からの住宅相談に対して、多様な住まいの1つとしてシニア向け住宅やケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の情報の提供を行い周知に努めた。	B
							子育て・高齢者サービスと連携したすまいの整備	住宅課	子育て推進課 高齢福祉課 地域福祉課	市の誘致により、マンション等の一室を利用した小規模保育事業所が、平成27年度には4事業所、平成28年度には1事業所が開所された。また「第7次すこやか長寿プラン」（平成27年3月策定）に基づき、高齢者サービスと連携した住まい（施設）のあり方について、シルバーハウジング事業者などと協議した。	B

前期 重点プログラム (H20～H24)		目標項目	評価・検証	後期 重点プログラム (H25～H29)	目標項目	主な所管課	関連課	取組状況	取組評価	
⑤	すまいとまちのことを考える機会の創出	防犯や耐震、環境、コミュニティなど様々なテーマのセミナーや様々な立場の人が参加する「芦屋らしいすまい感を考えるサロン」等を開催し、すまい・まちづくりへの意識と知識の醸成を図ります。 小学校において総合的な学習の時間等を活用し、次代を担う子どもたちの「すまい感」の醸成を図ります。 すまい・まちづくりに関する総合的な情報発信・支援拠点の創設を検討します。	「芦屋らしいすまい感を考えるサロン」は、平成20年度にセミナー形式で実施しましたが、常設サロンというスペースを確保するには至っていません。 重点プログラム③と合わせた広がりが必要になると考えています。 また、小学校のカリキュラムの活用はむずかしい状況でしたので、出前講座等の課外の方法も合わせて検討していく必要があります。	→	⑧	住宅施策と行政内外との相互連携のさらなる強化	住宅課	建設総務課 建築指導課 環境課 市民参画課	平成25年度から平成28年度の間計7回の「芦屋市マンション管理セミナー」「マンション耐震化セミナー」を開催し、共同住宅の防犯や耐震、地域コミュニティとの連携などの課題を取上げ、本市における共同住宅の課題についての意識の醸成を図った。 ＜開催回数＞平成25年度：1回、平成26年度：2回、平成27年度：2回、平成28年度：2回	B
							学校教育課		小学校6年生の修学旅行において「リトルワールド（平成28年度：山手・精道・潮見）」や世界遺産の「白川郷（平成28年度：朝日ヶ丘）」などを訪問することで、世界の民家や寒冷地の民家などを題材とし、現代の芦屋の住まいとの比較や研究の学習を行い、「すまい感」の醸成に努めた。	B
							住宅課		すまい・まちづくりに関する総合的な情報発信・支援拠点の創設の検討	B
⑥	「市営住宅ストック総合活用計画」の策定	住宅性能面における新旧格差や高齢入居者の急増などの課題を解決し、住宅セーフティネットとして市営住宅を適切に維持管理・活用するために「市営住宅ストック総合活用計画」を策定します。 計画に基づいて効率的・効果的なストック活用を進めるとともに、高齢者等入居者の多様なニーズへの対応や適正な管理が可能となる新たな運営体系を構築することにより良好なコミュニティを形成します。 市営住宅以外の公的住宅については、関係機関	市営住宅ストック総合活用計画の策定は完了し、同計画に基づく建替事業に着手しています。 また、既存ストックについては、全市的に策定した公共施設保全計画との整合を図り、計画的改修を軌道に乗せようとしているところです。 今後の建替については、5年経過によるストック総合活用計画自体の見直しを行い、大規模集約住宅建設を進めていきます。	→	⑨	「市営住宅ストック総合活用計画」に基づく維持管理と建替事業	住宅課	用地管財課 財政課 生活支援課 建築課	平成27年3月「市営住宅ストック総合活用計画」の見直しを行い、同計画に基づく建替事業に着手した。 平成27年度からは大規模集約住宅建設事業に着手し、既存ストックについては、「公共施設保全計画」との整合を図り、計画的に改修を実施している。	A
							住宅課	社会福祉課	平成27年3月に「市営住宅ストック総合活用計画」の見直しを行った。 既存ストックについては、「公共施設保全計画」との整合を図り、計画的に改修を実施している。 また、市営住宅等大規模集約事業において建設される市営住宅への移転が平成30年度より開始されるため、当該住宅での良好なコミュニティが醸成されるようなシステム構築を検討している。	B
							住宅課		兵庫県・兵庫県住宅供給公社と連携し、県営及び県公社住宅についての入居募集案内書を市庁舎内に設置し周知に努めた。	B
—	—	—	—	→	⑩	次期住宅マスタープラン改訂に向けた研究	住宅課	課税課・環境課 高齢介護課 防災安全課 建築指導課	平成28年7月空家抽出調査を実施し、その後、平成28年10月には空家分析調査も実施した。 さらに、平成28年12月には上記調査結果に基づき、空家実地調査を実施し実態把握を行った。	B
							建築指導課		高齢年マンションについては、改修と建替を一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合等を対象としたセミナーを定期的に開催し、関係者との関わりを深め、良質な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導している。	B
							住宅課	障害福祉課 高齢介護課	バリアフリー等に課題のある集合住宅について、平成27年8月に兵庫県住宅供給公社と現在の状況や今後の課題・対応について協議を行った。	B
							住宅課	政策推進課	平成25年4月「住宅相談窓口」を設置し、平成28年度末には「空き家相談窓口」を新設した。 これらの相談窓口を活用することで、空き家の維持管理や活用等をしやすくし、不動産の流通を活性化させることによって人口減少対策にもつなげていけるように取組みを進める。	B
							都市計画課	道路課 公園緑地課	庭園都市としての景観形成、住宅敷地と道路との際などへの計画的な空間創出への施策 これらにおいては、芦屋川周辺が特別景観地区に指定したことにより、地区における河川沿道からの外壁後退規制を保持することで、主に建て替え時において景観上有効な空間の確保の取組みが進み、景観の形成を図っている。	B

取組評価基準 A：目標達成済
B：目標達成に向け事業実施済（目標未達成）
C：未実施、中止、取り止め